

ディーゼル機関交換時の NOx 放出規制適用に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

ディーゼル機関交換時の NOx 放出規制適用に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則においては、2000 年 1 月 1 日以降に主要な改造が行われるディーゼル機関は、窒素酸化物（NOx）放出規制に適合しなければならない旨規定されている。

当該規定においては、同一でないディーゼル機関への交換を主要な改造の一つとし、同一ディーゼル機関への交換は、主要な改造には含まれない旨定められている。

「同一ディーゼル機関」の取扱いについては、国土交通省により原動機の放出量確認業務要領に別途定められているが、IACS においては、「同一ディーゼル機関」の定義を明確にすべく、既存のディーゼル機関と交換用として新たに設置されるディーゼル機関が同一であるとみなすための条件についてとり纏めた解釈を作成し、2013 年 1 月、同一ディーゼル機関の定義を定めた IACS 統一解釈 MPC103 として採択した。また、本解釈は、2013 年 5 月に開催された IMO 第 65 回海洋環境保護委員会(MEPC65)において承認され、MEPC.1/Circ.813 として回章されている。

今般、国土交通省取扱い及び MEPC.1/Circ.813 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

ディーゼル機関の交換の際に NOx 放出規制の適用基準となる「同一ディーゼル機関」に対する定義を規定した。